

建設工事共同企業体運用基準

第1 総則

1 趣旨

登別市が発注する建設工事において、建設業の健全な発展を図るとともに、技術力の結集等により効果的施工を確保するため活用する共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

- (1) この基準において「特別建設工事共同企業体」とは、別に指定する建設工事ごとに結成する共同企業体（以下「特別共同企業体」という。）をいう。
- (2) この基準において「一般建設共同企業体」とは、建設業者が受注工事をあらかじめ特定することなく経常的に結成する共同企業体（以下「一般共同企業体」という。）をいう。

3 等級の認定

共同企業体の等級は、次のとおりとする。

- (1) 同等級で構成した場合の等級は、直近上位の等級とする。
- (2) 直近等級及び直近二等級で構成した場合は、上位等級とする。

4 施工方法

共同企業体による施工方式は、共同施工方式（甲型）によるものとし、工事内容がこれになじまない等の場合のみ分担施工方式（乙型）によることができるものとする。

第2 特別共同企業体

1 性格

特別共同企業体は、大規模かつ技術的難度の高い工事に際して技術力を結集することにより、円滑かつ確実な施工を図ることを目的として結成するものとする。

2 対象工事

施工できる工事は、設計金額が次の1号及び2号に掲げる金額以上のもので、その工期、内容、技術的特殊性等を総合的に勘案し、共同請負によることが適当と認められるものとする。

- (1) 土木工事 1億5,000万円以上
- (2) 建築工事 1億5,000万円以上
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工事内容、技術的特殊性等を総合的に勘案して技術力を特に結集する必要があると認められるものは、前2号にかかわらず特別共同企業体に施工させることができる。

3 構成員数

構成員の数は、2または3社とする。ただし、特に大規模工事で多数の工事種別にわたる等により技術力を結集する必要がある場合に限り5社までとすることができる。

4 構成員の組合せ

- (1) 発注工事に対応する工事種別の有資格者であること。
- (2) 構成員のいずれかが最上位等級に格付けされていること。ただし、発注工事の種別が異なる場合は、設計金額の割合により高い業種が上位等級に格付けしていなければならない。

5 結成方法

構成員となる企業の自由な意思に基づく自主結成とする。

6 出資比率

各構成員の出資比率は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上
- (3) 4社の場合 15パーセント以上
- (4) 5社の場合 10パーセント以上

7 代表者の選定等

- (1) 代表者は、等級が異なる場合の構成は、上位の等級の者であること。
- (2) 代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 存続期間

- (1) 発注工事の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、工事の請負代金の支払いが完了したときまでとする。ただし、工事の全部又は一部につき跡請保証を付している場合には、その期間満了後検査に合格したときまでとする。
- (2) 発注工事の契約の相手方とならなかった共同企業体の存続期間は、当該発注工事の契約が完了するまでとする。

9 指名基準

発注工事の業者の指名にあたっては、特別建設工事共同企業体と単独企業との混合指名は行わないものとする。

第3 一般共同企業体

1 性格

一般共同企業体は、優良な中小企業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力、施工力を確保することを目的として結成するものとする。

2 対象工事

(1) 特別共同企業体により施工する工事以外の工事を対象とし、当該一般共同企業体の工事種別の格付等級に対応する設計金額の規模とする。

(2) 工事種別ごとの設計金額及び等級との対応関係は、登別市競争入札参加資格審査事務要領別表 2 及び登別市競争入札参加資格審査基準第 2 第 3 項を準用する。

3 構成員数

構成員の数は、2 又は 3 社とする。

4 構成員の組合せ

(1) 発注工事に対応する工事種別の有資格者であること。

(2) 構成員が同一等級に格付けされているか又は、直近等級に格付けされていること。ただし、土木工事、建築工事において下位の等級に格付けされている者に施工能力があると認められる場合には、直近二等級まで認めるものとする。

5 結成方法

競争入札参加を希望する企業の任意の組合せにより結成するものとする。

6 出資比率

各構成員の出資比率の限度は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 2 社の場合 30 パーセント以上

(2) 3 社の場合 20 パーセント以上

7 代表者の選定等

代表者の選定及びその出資比率は、構成員の協議により定めるものとする。

8 登録

(1) 一の企業が共同企業体を結成して競争入札参加資格審査申請書の提出をすることができるのは、工事種別ごとに 3 回までとする。ただし、特に必要と認めた場合は、5 回までとする。

(2) 登録有効期間は、申請のあった年度の末日までとする。ただし、年度のまたがる工事を履行中の共同企業体にあつては工事の請負代金の支払いが完了したときまでとし、工事の全部又は一部につき跡請保証を付している場合にはその期間満了後検査に合格したときまでとする。

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出時期は、特に定めない。

9 指名基準

発注工事の指名にあたっては、一般建設共同企業体と単独企業との混合指名をすることができるものとする。

附 則（平成 1 年訓令第 10 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年訓令第 1 6 号）

この訓令は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 第 8 項の改正規定は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年訓令第 1 1 号）

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日に施行する。

附 則（平成 1 3 年訓令第 1 0 号）

この訓令は、平成 1 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 9 年訓令第 1 1 号）

この訓令は、平成 2 9 年 5 月 1 2 日から施行し、この訓令による改正後の建設工事共同企業体運用基準の規定は、平成 2 9 年 4 月 2 0 日から適用する。

附 則（令和元年訓令第 2 0 号）

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の建設工事共同企業体運用基準の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。